

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090001	厚生労働省 法務省	サービス法改正によるサービスの 社保庁の徴収業務受託	債権管理回収 業に関する特別 措置法第2条第 1項 債権管理回収業 に関する特別措 置法施行令第1 条から第3条 債権管理回収 業に関する特別 措置法第12条 ただし書	債権回収会社の取り扱うこと のできる対象債権は一定の範 囲内に限定され、「特定金銭債 権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理 回収業を営む上において支障を 生ずることがないと認められるも のについて、法務大臣の承認を 受ければ、法第12条ただし書 に基づき、兼業を行うことがで きる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じて のサービス各社及び経済界 からのサービスの活動範囲 に関するニーズを把握し、関係 団体等と具体的な改正内容に 係る意見の調整を行っている ところであって、現段階で、サー ビス法の改正についての具体 的な方向性及び時期を示すこと は困難である。					年金・保険料の収納事業を民間 開放することを通じて収納率の 向上やコスト削減を実現する観 点から、要望内容は極めて重要 と考えている。サービス法の 改正や、市場化テスト法(仮称) においてサービス法について の特例措置を設けることにつ き、引き続き当室と共に積極的 に検討を行われたい。なお、「骨 太2005」に基づき、市場化テスト 法(仮称)は、H17年度中に法 案を国会に提出する予定であ る。
zB090001	法務省、厚生 労働省	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健 保)の徴収業務の民間委託	債権管理回収 業に関する特別 措置法第2条第 1項 債権管理回収業 に関する特別措 置法施行令第1 条から第3条 債権管理回収 業に関する特別 措置法第12条 ただし書	債権回収会社の取り扱うこと のできる対象債権は一定の範 囲内に限定され、「特定金銭債 権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理 回収業を営む上において支障を 生ずることがないと認められるも のについて、法務大臣の承認を 受ければ、法第12条ただし書 に基づき、兼業を行うことがで きる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じて のサービス各社及び経済界 からのサービスの活動範囲 に関するニーズを把握し、関係 団体等と具体的な改正内容に 係る意見の調整を行っている ところであって、現段階で、サー ビス法の改正についての具体 的な方向性及び時期を示すこと は困難である。					年金・保険料の収納事業を民間 開放することを通じて収納率の 向上やコスト削減を実現する観 点から、要望内容は極めて重要 と考えている。サービス法の 改正や、市場化テスト法(仮称) においてサービス法について の特例措置を設けることにつ き、引き続き当室と共に積極的 に検討を行われたい。なお、「骨 太2005」に基づき、市場化テスト 法(仮称)は、H17年度中に法 案を国会に提出する予定であ る。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090001	厚生労働省 法務省	サービス法改正によるサービスの 社保庁の徴収業務受託	5069	5069B004	1	1	個人	4	サービス法改正によるサービスの社保 庁の徴収業務受託	注：すでに社保庁の回収業務の市場 化テスト試行に関連して、落札サービ サーの業務の円滑実施の観点から、検討 がなされているところ。			
zB090001	法務省、厚生 労働省	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健 保)の徴収業務の民間委託	5129	5129B001	1	1	民間企業	1	社会保険(国民年金・厚生年金・政管健 保)の徴収業務の民間委託	債権管理回収業に関する特別措置法 (サービス法)の特定金銭債権の扱い	督促、回収業務を業とするサービスに 委託することによる、費用対効果改善	サービス法、特定金銭債権の取扱 個人信用情報の開示とその取扱	社会保険 料、未納延 滞管理コス トとその成 果の開示 未納延滞 管理コス トとその成 果率 未納延滞 の現行管理 システムと 延滞管理要 員及びその 管理体制 【その他要 望】 効果的か つ低コスト による未納 金回収のた めの属性情 報及び、未 納情報の開 示レベルと その内容 未納情報 の開示範囲

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090002	厚生労働省、 法務省	社会保険事務所業務を市場化テストの 対象とすること	債権管理回収 業に関する特別 措置法第2条第 1項 債権管理回収業 に関する特別措 置法施行令第1 条から第3条 債権管理回収 業に関する特別 措置法第12条 ただし書	債権回収会社の取り扱うこと のできる対象債権は一定の範 囲内に限定され、「特定金銭債 権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理 回収業を営む上において支障を 生ずることがないと認められるも のについて、法務大臣の承認を 受ければ、法第12条ただし書 に基づき、兼業を行うことがで きる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じて のサービス各社及び経済界 からのサービスの活動範囲 に関するニーズを把握し、関係 団体等と具体的な改正内容に 係る意見の調整を行っている ところであって、現段階で、サー ビス法の改正についての具体 的な方向性及び時期を示すこと は困難である。					年金・保険料の収納事業を民間 開放することを通じて収納率の 向上やコスト削減を実現する観 点から、要望内容は極めて重要 と考えている。サービス法の 改正や、市場化テスト法(仮称) においてサービス法について の特例措置を設けることにつ き、引き続き当室と共に積極的 に検討を行われたい。なお、「骨 太2005」に基づき、市場化テスト 法(仮称)は、H17年度中に法 案を国会に提出する予定であ る。
zB090002	厚生労働省 法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場 化テスト	債権管理回収 業に関する特別 措置法第2条第 1項 債権管理回収業 に関する特別措 置法施行令第1 条から第3条 債権管理回収 業に関する特別 措置法第12条 ただし書	債権回収会社の取り扱うこと のできる対象債権は一定の範 囲内に限定され、「特定金銭債 権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理 回収業を営む上において支障を 生ずることがないと認められるも のについて、法務大臣の承認を 受ければ、法第12条ただし書 に基づき、兼業を行うことがで きる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じて のサービス各社及び経済界 からのサービスの活動範囲 に関するニーズを把握し、関係 団体等と具体的な改正内容に 係る意見の調整を行っている ところであって、現段階で、サー ビス法の改正についての具体 的な方向性及び時期を示すこと は困難である。					年金・保険料の収納事業を民間 開放することを通じて収納率の 向上やコスト削減を実現する観 点から、要望内容は極めて重要 と考えている。サービス法の 改正や、市場化テスト法(仮称) においてサービス法について の特例措置を設けることにつ き、引き続き当室と共に積極的 に検討を行われたい。なお、「骨 太2005」に基づき、市場化テスト 法(仮称)は、H17年度中に法 案を国会に提出する予定であ る。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090002	厚生労働省、 法務省	社会保険事務所業務を市場化テストの 対象とすること	5044	5044B004	1	1	株式会社東京リーガルマインド	4	社会保険事務所業務を市場化テストの対象 とすること	現在社会保険事務所が実施している健康 保険・国民年金・厚生年金等事業にかかる 適用・徴収・給付手続業務及びそれに 付随する相談業務を、施設単位で包括的 に市場化テストの対象とすることを提案 いたします。	現行の社会保険事務所の業務について は、高コストで非効率な運営、低い徴収 率、不正確な給付、さまざまな個人情報の 管理、利用者軽視のサービスといった 様々な問題が指摘されています。社会保 険事務所の業務を民間事業者に包括的に 委託することで、効果的効率的な運営が 可能となり、保険・年金財政の健全化が 図られるとともに、国民の社会保険に対 する信頼の回復に繋がることが期待され ます。なお、 未納保険料の徴収といった事業単位で市 場化テストにかけるといった意見もありま すが、かかる手間とコストのかかる事業 のみを民に切り出しても、業務の効率化 には結びつきません。社会保険事務所 における問題は、重層的組織や旧時代のシ ステム、効率的経営へのインセンティブ の欠如といった組織を挙げた業務運営体 制にあるのであり、かかる部分を含めて 包括的に民間に委ねてこそ、人員配置や 業務コストの重点配分等によって、効率 的で効果的な運営が可能になるといえま す。また、職員の職（ポスト）が市場化 テストにかけられることにより、官の側 にもサービスの向上や業務の効率化と いった努力が期待できます。よって、社 会保険事務所の原則全業務を施設単位で 市場化テストの対象とすべきと考えま す。	民間のノウハウを活かした業務の効率化 と望ましい業務モデルの構築	サービサー法2条1項の特定金銭債権に 「健康保険法、厚生年金保険法、国民年 金法に定める事業により生ずる金銭債 権」を含めることを求めます。
zB090002	厚生労働省 法務省	社会保険庁の保険料徴収業務の市場 化テスト	5068	5068B006	1	1	個人	6	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テ スト	社会保険庁の保険料徴収業務の市場化テ スト	すでに「厚生年金保険、政府管掌健康保険 の未適用事業所に対する適用促進事業」「 年金電話相談センター事業」はモデル事業 として実施されており、市場化テストの 趣旨との合致は確認されているものと考え られる 今後は、保険料徴収事業全般への拡大 （強制徴収の一環としての資産調査・把 握等事務含む）、及び対象事務所を拡大 して、より多くの成果を得ていくことが 妥当であるため	全国の事務所における年金保険料徴収業 務に市場化テストを実施することによ り、コスト削減・サービスレベル向上が 図られるものと期待される	弁護士法・サービサー法により一般企業 の法律事件に関わる行為が禁止されてい る また、未納税金がサービサー法での対象 債権となっていない

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090003	全省庁	府省における官房基幹業務		「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省を中心としてシステムの開発を実施している。	c		物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務の民間開放について何らの結論も出ていない段階において、市場化テストが実施される場合を想定しての本件調達に係る要望(その他、要望欄に記載のもの)に対して、当省単独で回答することは適当でない。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB090004	法務省	登記情報のインターネットによる提供に関する業務	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第1項、第4条第1項	指定法人が電気通信回線を使用して提供を受けた登記情報を利用者に送信している。	c	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第3条第1項において、法務大臣は「全国に一を限って」指定法人が電気通信回線を使用して提供を受けた登記情報を利用者に送信することを業務とする指定法人を指定することとしており、その指定を受ける要件として、同法は、民法第34条の規定により設立された法人であることなどを要件としていることから、市場化テストを含む民間開放を検討するに当たっては、法律上の手当てを必要とする。	なお、登記情報の提供業務を行う者としては、登記情報のセキュリティと、利用者の利用料金支払の利便性の確保ができる者が求められ、いわば国に代わってその業務を行うものである以上、当該業務が営利として行われることがあってはならないので、指定法人適格者を民法34条の規定により設立された法人に限っている。また、指定法人を複数認めることにより、各指定法人における利用見込件数が分散することになることから、かえって利用料金が高くなるなど、利用者の利便性を阻害することになりかねないので、指定法人の数を「全国に一」に限っている。	HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、なお、要望者からの再検討要請は以下の通り。登記情報のセキュリティについて言及されること。本件業務については指定法人は一般に開示される情報としての登記情報を国から受け取らなければならない。しかもこれらの情報はそもそも開示されている情報である。また、本件業務では、登記情報の提供であり、登記情報そのものを改変するわけでもない。この点、どのような意味でのセキュリティが必要なのかを教示いただきたい。また、国に代わって業務を行うとの点であるが、登記情報システムで提供された情報を印刷しても法的な証明力はなく、「登記事項の全部をメモした、ものと同程度の情報(インターネット「登記情報提供サービスホームページ」とされるだけであり、民間でも実施可能である。さらに、営利として行われてはならないとされるが、市場化テストの参加主体は営利法人に限定されているわけではなく、市場化テストそれ自体を拒絶する理由としては失当である。え、そもそも営利として行われることがあってはならないということが営利法人の参入を禁止するという意味合いであれば余りに不当である。指定法人を複数認めることで利用料金が高くなるなど利便性が阻害される可能性があるという点については、その具体的な根拠や事例を示さなければ、競争により料金や利便性が劇的に向上した事例は枚挙に暇のないところであり、適切な競争原理によりもたらされるメリットを等閑視したものといわざるを得ない。利用者の利便性確保という点については、報道によれば(日経BP社2004年4月13日掲載)、現行「登記情報システム」の全面稼働が2004年度から2007年度に延期がなされ、本件システムの検討開始以来完成までに30年以上、2600億円を要していることである。また、前述ホームページによればWindows XP及びMac利用者は2004年4月5日から、しかも一定の環境の下で利用できるようになったこと、何をもって利便性とされるのか理解に苦しむところである。				

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zB090003	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	5	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務については、積極的に外部委託を図る」との方針が示されているが、外部委託化の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものと考ええる。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であると考えられる。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものと考ええる。	特になし	性能発注方式による入札条件の設定 サービスの質を評価する総合評価基準の採用 リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
zB090004	法務省	登記情報のインターネットによる提供に関する業務	5059	5059B017	1	1	市場化テスト推進協議会	17	登記情報のインターネットによる提供に関する業務	登記情報のインターネットによる提供業務を民間に開放されたい。	登記情報提供サービスにおいては、登記データに手を加えることなく提供するものであり、当該サービスで提供された情報を印刷した場合でも公的証明力を付与されないことなどから、公権力の行使には該当しないことが明白である。また、登記は公示を目的とするものであり、秘密保持を必要とするものでもない。他方、登記情報は取引の安全性に資するところが大きく、これを円滑容易に入手できることは社会的にも要請されるところと考える。現在、当該業務は財団法人民事法務協会が指定法人として独占的に業務を実施しているところであるが、独占業務とする意味を見出しがたい。データベースからの情報検索・提供という事業は民間でも膨大な実務的蓄積があるところであり、民間により十分に運営可能である。	財団法人民事法務協会が指定法人として業務を実施する登記情報提供サービス	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)の第4条第1項	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090005	法務省	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	無	平成17年8月1日から翌平成18年3月31日までの間において、宮城刑務所及び福島刑務所(福島刑務支所を含む)で市場化テストモデル事業を実施する予定である。	b	該当なし	平成17年8月1日から実施予定の市場化テストモデル事業の実施において識別される課題解決策等を踏まえる必要がある。		来年度以降についても、市場化テストの対象地域及び対象業務の拡大について検討されたい。			
zB090006	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条 ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb につ いてd	につ いて- につ いて-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。		について、平成18年度までに実施されることの可否について改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090005	法務省	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	5068	5068B008	1	1	個人	8	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	行刑施設管理運営業務の市場化テスト	すでに「行刑施設管理運営業務（庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関する補助事務）」はモデル事業として市場化テストが実施されており、市場化テストの趣旨との合致は確認されているものと考えられるが、対象地域を拡大して、より多くの成果を得ていくことは妥当であるため	行刑施設の一部機能（庁舎警備、構外巡回警備、保安事務、被収容者カウンセリング、窓口受付等の施設の警備や被収容者の処遇に関する補助事務）に係る管理運営事業に対して包括的に市場化テストを実施 ただし、モデル事業の実施において識別された課題解決に向けた方策を実施こととする	
zB090006	法務省 総務省	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	5068	5068B016	1	2	個人	16	自治体の公金徴収業務の市場化テスト	自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務の市場化テスト	現在、自治体によって徴収されている地方税や各種使用料等の公金徴収業務は、民間のサービス等がノウハウ・経験を有しており、市場化テストの趣旨に合致すると考えられるため	自治体の公金徴収業務に市場化テストを実施することにより、コスト削減・サービスレベル向上が図られるものと期待される 加えて、カード決済・コンビニ収納等の支払い方法の多様化により、遅延解消も期待できる	弁護士法・サービス法により一般企業の法律事件に関わる行為が禁止されている また、未納税金がサービス法での対象債権となっていない

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090007	全省庁	公用車の運転業務受託	無	治安等に直接関係する打合せや連絡を行う必要があり、秘密保持を要するため、運転手を公務員としている。	b	無	運転手の退職時期等において公用車の一部を削減する予定としており、その際に検討する。		引き続きアウトソーシングの範囲の拡大を検討願いたい。			
zB090008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	-	本件要望におけるバックオフィス系業務と考えられる業務については、会計法等の関係法令に基づき、その運用を行っているところである。	a, b	-	本件要望におけるバックオフィス系業務と考えられる業務のうち、情報システムの運用・保守、清掃、受付及び警備等の業務について、民間委託を進めてきたところであり、今後においても、対象業務及び対象庁の拡大等につき、引き続き検討することとした。 また、人事及び給与に関する業務については、「人事・給与等業務システム最適化計画」(平成16年2月27日)に基づき、人事院、総務省及び財務省においてシステムを開発中であり、物品の調達(購買)及び管理等に関する業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省が中心となってシステムの開発を行っているところであるため、これらの業務の民間開放については、当該システムの仕様等が具体化された段階で検討していくこととした。		HP上の本文「『全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望』に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)」の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090007	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	5	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わるのではなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各省庁の幹部クラス、および国会議員に呈して提供されている公用車サービス	調査中
zB090008	全府省	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	5	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報などのバックオフィス業務を民間開放する	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各省庁で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。  次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090009	法務省、財務省	法務省オンライン申請システムの支払(納付)代行業務	-	オンライン申請における手数料の納付については、「国庫金電子納付システム」により運用されているところである。	-	-	オンライン申請における手数料の納付は、「国庫金電子納付システム」により行われており、クレジットカードによる支払いを認めるかどうかは、同システムの運用の問題であることから、当省としては、本件提案につき回答できる立場にないと考える。		以下の要望者からの更なる意見を踏まえ、改めて検討願いたい。  一部税金(公金)はコンビニエンスストア等で収納可能で、国民(利用者)のニーズも十分ある。同様にオンラインでのクレジットカード決済のニーズも十分あると考えられる。については、日本銀行法、会計法など法律要件に関して問題があれば、利便性の向上もふまえて法律の修正を検討してもらえないか。			
zB090010	法務省	刑事罰の罰金の支払代行業務	刑事訴訟法 第472, 490条  徴収事務規程 第14, 15, 16, 17, 19, 20, 23 条	罰金・科料は、日本銀行(本店、支店、代理店等を含む)に直接納付するか、現金・証券・印紙を検察庁へ持参又は送付して納付する。	C		<罰金・科料のカード決済について> 罰金及び科料は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、カード決済を実施した場合、カード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。 罰金・科料は刑罰であり、現金等が納付できない者は労役場に留置する制度があるところ、カード決済による未納の場合は、保険等による補てんとなり、納付義務者の負担が一時的に免除され、刑罰の目的が達成できない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。 債権譲渡の観点から、支払いでトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090009	法務省、財務 省	法務省オンライン申請システムの支払 (納付)代行業務	5078	5078B005	1	1	株式会社ゼロ	5	法務省オンライン申請システムの支払(納 付)代行業務	法務省オンラインシステム申請手数料の クレジットカード決済での支払の許可	法務省が行なっているオンライン申請シ ステムを利用した場合、現在の支払手段 は、ATMやインターネットバンキングであ るが、新たにオンラインでのクレジット カード決済を導入したい。申請システム 画面上から支払い画面にリンクさせるこ とで利用者の利便性が増す。また分割払 や一括払い等、支払い方法を選択でき ることで負担を軽減し収納の確実性も増 す。	オンライン申請システムのホームページ 上でパソコンからクレジット支払情報を 入力することにより、24時間支払を受 け付ける。申請者IDおよびパスワード による個人の特定、暗号化通信によるセ キュリティを確保してデータ管理をす る。オンライン上の決済のため受付窓口 におけるカード読み取り機の設置が不要 である。	
zB090010	法務省	刑事罰の罰金の支払代行業務	5078	5078B018	1	1	株式会社ゼロ	18	刑事罰の罰金の支払代行業務	罰金のクレジットカードでの支払の許可	罰金は裁判により刑事罰として科せられ たものであり、必ず、所定の期間内に検 察庁に一括で納付すべきものである。現 在は検察庁が指定する方法で検察庁指定 の金融機関に納めるか、又は検察庁に直 接納める。オンラインでのクレジット カード決済を行なうことで支払者にとっ ての利便性が増し、検察側も一括で入金 を受け収納の確実性も増し、滞納者への 回収業務の削減に繋がる。	ホームページ上で自宅のパソコンからク レジット支払情報を入力することによ り、24時間支払を受け付ける。検察は カード会社からの入金を確認するのみ。 オンライン上の決済のため受付窓口にお けるカード読み取り機の設置も不要であ る。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090011	全府省	庁舎内サービスセンター事業	-	本件要望におけるノンコア業務と考えられる業務については、会計法等の関係法令に基づき、その運用を行っているところである。	a, b	-	本件要望におけるノンコア業務と考えられる業務については、その内容に応じ、特定の課、室等でとりまとめているところであり、また、当該業務のうち情報システムの運用・保守、清掃、受付及び警備等の業務について、民間委託を進めてきたところであるが、今後においても、民間委託の対象業務及び対象庁の拡大等につき、引き続き検討することとしたい。 また、人事及び給与に関する業務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」(平成16年2月27日)に基づき、人事院、総務省及び財務省においてシステムを開発中であり、物品の調達(購買)及び管理等に関する業務については、「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日)に基づき、経済産業省が中心となってシステムの開発を行っているところであるため、これらの業務のシステム導入後の担当窓口及び民間委託については、当該システムの仕様等が具体化された段階で検討していくこととしたい。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			
zB090012	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	出入国管理及び難民認定法第6条、第7条、第25条、第25条の2	出入国管理は入国管理局職員が行っている。	c		出入国管理に係る権限行使については、我が国の主権の行使として、国が自ら行うべきであることから、当該権限行使について民間に委託することは困難である。 なお、民間による上陸審査等直接の権限行使は困難であるが、国際線入港時の場内整理等可能な範囲の委託を行うことは可能である。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zB090011	全府省	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	5	コクヨファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	特に阻害要因となる法規制はないと思われるが、庁舎内にてオペレーションすることについての(セキュリティ対策を含む)ハードルがあれば明確にして頂きたい。	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)
zB090012	財務省 法務省 厚生労働省	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	5093	5093B007	1	1	大阪商工会議所	7	CIQ(関税・入国審査・検疫)の民間開放	・CIQのうち、民間開放可能な部分を切り出し、一定の人員で業務の繁閑に柔軟に対応できる民間の強みを導入する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わが国のグローバル化が進むなか、国境を越えた人的移動が年々活発になっている。</li> <li>・しかしながら、わが国の空港では、ピーク時に国際ゲートが混みあうなどCIQの体制がそれに追いついていない面がある。また、近年、日本においてもビジネスジェット(企業等がチャーターする小型機のこと。)の利用がビジネス需要を中心に高まっているが、欧米諸国では専用ターミナルを設けて、そこでCIQの審査をするのが一般的。</li> <li>・CIQは、日本の空港の国際競争力を強化するため、より一層の体制強化が望まれる。</li> </ul>			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090013	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いて につ いてd	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。					NHK受信料の収納事業を民間開放することを通じて収納率の向上やコスト削減を実現する観点から、要望内容は極めて重要と考えている。サービス法の改正や、市場化テスト法(仮称)においてサービス法についての特例措置を設けることにつき、引き続き当室と共に積極的に検討を行いたい。なお、「骨太2005」に基づき、市場化テスト法(仮称)は、H17年度中に法案を国会に提出する予定である。
zB090014	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb	につ いて につ いてd	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。					「現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。」との回答であるが、本要望にとどまらずサービス法改正に関する要望は多数あるため、前向きにスケジュールの検討を願いたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zB090013	総務省、法務省	NHK受信料の徴収・回収業務	5096	5096B001	1	2	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	1	NHK受信料の徴収・回収業務	現在NHKの職員で行っているNHK受信料の徴収・回収等の業務を民間に委託していただきたい。民間委託する際に放送法等現行の法令や制度において不可能であれば、緩和して認めていただきたい。制度上問題がなく、現在可能であるならば、その旨を明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社がNHKの料金徴収に係る徴収・回収等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくだけでも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。日本放送協会の行う料金徴収や延滞債権の回収をはじめとして、文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務をサービサーが行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	NHK受信料の徴収、延滞債権の回収、文書・電話催告、現地調査、訴状作成などの業務	放送法、日本放送協会受信規約その他の関連規定	日本放送協会が現在行っている徴収、回収、催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
zB090014	総務省、法務省	地方税の徴収・回収業務支援	5096	5096B002	1	2	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	2	地方税の徴収・回収業務支援	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくだけでも構わない。)	債権回収業者(サービサー)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などの業務を行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	地方自治体の地方税の徴収業務に関する文書・電話催告、現地調査、訴状作成等	地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)、債権管理回収業に関する特別措置法	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090015	総務省、法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。					年金・保険料の収納事業を民間開放することを通じて収納率の向上やコスト削減を実現する観点から、要望内容は極めて重要と考えている。サービス法の改正や、市場化テスト法(仮称)においてサービス法についての特例措置を設けることにつき、引き続き当室と共に積極的に検討を行いたい。なお、「骨太2005」に基づき、市場化テスト法(仮称)は、H17年度中に法案を国会に提出する予定である。
zB090016	法務省、厚生労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条から第3条 債権管理回収業に関する特別措置法第12条ただし書	債権回収会社の取り扱うことのできる対象債権は一定の範囲内に限定され、「特定金銭債権」と定義されている。 債権回収会社は、債権管理回収業を営む上において支障を生ずることがないと認められるものについて、法務大臣の承認を受ければ、法第12条ただし書に基づき、兼業を行うことができる。	につ いてb につ いてd	につ いて につ いて-	について 全国サービス協会等を通じてのサービス各社及び経済界からのサービスの活動範囲に関するニーズを把握し、関係団体等と具体的な改正内容に係る意見の調整を行っているところであって、現段階で、サービス法の改正についての具体的な方向性及び時期を示すことは困難である。					保険料の収納事業を民間開放することを通じて収納率の向上やコスト削減を実現する観点から、要望内容は極めて重要と考えている。サービス法の改正や、市場化テスト法(仮称)においてサービス法についての特例措置を設けることにつき、引き続き当室と共に積極的に検討を行いたい。なお、「骨太2005」に基づき、市場化テスト法(仮称)は、H17年度中に法案を国会に提出する予定である。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)	
zB090015	総務省、法務省	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	5096	5096B003	1	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	3	国民健康保険料(税)の徴収・回収業務支援	国民健康保険法第80条の2(保険料の徴収の委託)の範囲を拡大し、サービスが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。)	債権回収業者(サービス)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	国民年金保険法、地方自治法243条、債権管理回収業に関する特別措置法	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。
zB090016	法務省、厚生労働省	介護保険料の徴収・回収業務支援	5096	5096B004	1	1	株式会社クレディセゾン・ジェービーエヌ債権回収株式会社・株式会社富士通総研	4	介護保険料の徴収・回収業務支援	介護保険法において、サービスが徴収関連業務を受託することを可能としていただきたい。 地方自治法243条(私人の公金取扱いの制限)「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない」の部分に関して規制緩和・規制改革を講ずることが必要。あるいは、直接の公権力の行使に当たる徴収・収納の業務ではなく、催告、調査、訴状作成等の周辺業務であれば、同条に抵触せず現行で可能であるならば、その旨明示していただきたい。 債権管理回収業に関する特別措置法に関して、債権回収会社が地方自治体の税金徴収に係る催告、調査、訴状作成等の業務を行うことを可能とするよう必要な措置を講じていただきたい。(同法第12条(業務の範囲)ただし書の承認を法務大臣からいただくのでも構わない。)	債権回収業者(サービス)は、さまざまな回収に対し、確実な実績をあげるノウハウを有している。公権力の行使の部分以外の文書・電話催告、現地調査や訴状作成などのサポートを行うことで、徴収・回収業務の効率化を図り、徴収率の向上と職員負荷の軽減に寄与することができる。	文書・電話催告、現地調査支援、訴状作成支援等	介護保険法、地方自治法243条、債権管理回収業に関する特別措置法	地方公共団体が現在行っている催告、調査、訴状作成など業務について、人員、事務量、費用など、関連する直接・間接の費用に関する情報を開示していただきたい。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090017	法務省	訴訟費用のカード決済	民事訴訟費用等に関する法律第8条, 弁護士法第72条, 第77条第3号	裁判所に納める手数料は, 訴状等に収入印紙を貼って納めなければならない。ただし, 納付する手数料の額が100万円を超える場合には, 最高裁判所規則で定めるところにより, 現金をもって納めることができる。 弁護士又は弁護士法人でない者は, 報酬を得る目的で, 他人の法律事件に関する法律事務を取り扱うことを業としてはならない。また, 違反者には刑罰が科せられる。	c	-	について 裁判所に納める手数料については, 手数料納付によって開始される手続を迅速かつ確実に行う必要や, 裁判所における事務処理の便宜の観点から, 確実かつ簡易に收受することができる必要があり, 現行制度には十分に合理性がある。 裁判所においてクレジットカードによる立替払を認めるか否かについては, 上記手続上の必要性や事務処理の便宜を踏まえ, 国庫に対する手数料納付事務全般との均衡等をも考慮の上, 慎重に検討されるべき事項である。 について 上記のとおり, 裁判所に納める手数料についてクレジットカードによる立替払を認めることは困難である以上, それを前提とするの要望についても, 対応は困難である。					
zB090018	法務省	各種供託金の保証(ボンド取引)	民事訴訟法第76条, 民事保全法第4条第1項及び民事執行法第15条第1項(民事訴訟規則第29条, 民事保全規則第2条及び民事執行規則第10条をも参照のこと)	民事保全法等においては, 民事保全法等の規定により担保を立てる場合には, 原則として, 供託所に金銭又は裁判所が相当と認める有価証券を供託する方法その他最高裁判所規則で定める方法によらなければならないこととされている。 そして, これらの規定を受けた最高裁判所規則(民事訴訟規則, 民事保全規則及び民事執行規則)は, 裁判所の許可を得て, 担保を立てるべきことを命じられた者が銀行, 保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫(以下「銀行等」という。)との間において支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てることができる旨を定めている。 したがって, 現行の最高裁判所規則の下では, 銀行等以外の者との間で支払保証委託契約を締結する方法により担保を立てることはできない。	d	なし	民事保全法等の規定により担保を立てる場合における供託以外の具体的な方法については, 最高裁判所規則に委任されており, 支払保証委託契約を締結する方法によることのできる事及びその場合における当該契約の相手方は, いずれも最高裁判所規則(民事訴訟規則, 民事保全規則, 民事執行規則)の定めるところであるから, その範囲を拡大するに当たっては, 民事保全法等の当省所管法令を改正する必要はない。 そして, 支払保証委託契約の相手方の範囲をどのように規律するかについては, 最高裁判所において, 担保権利者の請求権行使が十分担保されるかどうか等諸般の事情を考慮して決められているものと認識している。		解釈の徹底の観点から, 一層の周知を図ることについて具体的に検討され, 示されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090017	法務省	訴訟費用のカード決済	5109	5109B004	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	4	訴訟費用のカード決済		各種訴訟費用のカード決済(分割を含む)/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	紛争解決手段の利便性の向上	民事訴訟法等
zB090018	法務省	各種供託金の保証(ボンド取引)	5109	5109B006	1	1	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	6	各種供託金の保証(ボンド取引)		各種供託金の保証業務/また延滞した顧客に対する督促・集金業務。	合理化及び効率化	民事訴訟法、保全法等

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090019	警察庁、法務 省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金の カード決済	刑事訴訟法 第472, 490条 徴収事務規程 第14, 15, 16, 17, 19, 20, 23 条	罰金・科料は、日本銀行(本店、 支店、代理店等を含む)に直接 納付するか、現金・証券・印紙を 検察庁へ持参又は送付して納 付する。	C		<p>&lt; 罰金・科料のカード決済について &gt; 罰金及び科料は、刑罰であることから、検 察官の指揮監督により適正に執行すべきで あり、カード決済を実施した場合、カード会社 に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑 罰を執行することとなる。 罰金・科料は刑罰であり、現金等が納付で きない者は労役場に留置する制度があるこ とから、カード決済による未納の場合は、保険 等による補てんとなり、納付義務者の負担が 一時的に免除され、刑罰の目的が達成でき ない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減 衰しかねない。 債権譲渡の観点から、支払いでトラブルと なった場合に、未納者の前科情報が流出す る可能性があるため、個人情報の保秘に問 題がある。</p> <p>&lt; 罰金・科料のコンビニ収納について &gt; コンビニ等は多額の現金等を取り扱うこ とを予定している機関ではなく、また、罰金の 納付自体が罪を犯したと推認させることとな るが、コンビニ店舗の機構上、納付者の個人 情報が流出する可能性があり、保秘の観点 から、実施は問題があり、困難である。</p>				回答では対応不可とされている が、具体的な対応策を改めて検 討されたい。	
zB090020	法務省	戸籍事務及び外国人登録事務の委託 範囲の拡大	戸籍法第1条。 第4条 外国人登録法	(戸籍事務) 戸籍事務は市区町村長が行っ ている。 (外国人登録事務) 外国人登録事務については、市 区町村が法定受託として実施し ている。	C		<p>(戸籍事務) 戸籍事務は、市区町村長がこれを管掌す ることとされ(戸籍法第1条、第4条)、市区町 村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理 につき補助させることができるとされている (地方自治法第172条、第154条、第283 条)。 戸籍届書類の受理・不受理処分や、戸籍 謄抄本等の交付・不交付処分は、戸籍法第 118条の不服申立ての対象となる市区町村 長の行う行政処分である。このような行政処 分について、市区町村の吏員を関与させず 全面的に民間業者に行わせることは相当で はなく、提案に応じることは困難である。 (外国人登録事務) 外国人登録法に基づいて市区町村長が行 う行政処分を民間業者に行わせることは困 難である。</p>				HP上の本文「全国規模の規制 改革及び市場化テストを含む民 間開放要望」に対する各省庁か らの回答への再検討要請につ いて(平成17年8月5日)の (注)の通り。なお、現実の状況 を踏まえた地方公共団体からの 提案であり、その趣旨を踏まえ て、再度検討されたい。	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090019	警察庁、法務 省、財務省	交通違反に係る反則金及び罰金の カード決済	5109	5109B013	1	2	株式会社オリエントコーポ レーション・オリファサービ ス債権回収株式会社	13	交通違反に係る反則金及び罰金のカード決 済		反則金及び罰金のカード決済(分割を含 む)、コンビニ収納/また延滞した顧客 に対する督促・集金業務。	支払方法の多様化、未納の減少	道路交通法
zB090020	法務省	戸籍事務及び外国人登録事務の委託 範囲の拡大	5110	5110B001	1	1	足立区	1	戸籍事務及び外国人登録事務の委託範囲 の拡大	戸籍事務及び外国人登録事務について は、法定受託事務であり、国が一定の基 準を作成し、区市町村長がその責任にお いて処理すると考える。法定受託事務な どについても市場化テストの対象となる 法整備、または国が委託できるの事務の 範囲及び民間企業の基準(プライバシー マークの取得など)を定める法整備をさ れたい。	足立区における事務委託の現在の状況 は、個人情報保護の観点から、入力処理 委託などの最小限にとどめている。委託 できる範囲が広がることにより、窓口等 の接客及び業務クオリティの向上が期待 でき、住民サービスの向上に寄与すると 考える。	現在の一部委託導入を、受付事務から 審査事務、証明発行事務等、一連の事務 を委託し、職員と同等の職務を行なう。 (従来より証明書などの基となる届け出 に基づく戸籍作成の入力業務委託を実施 しており、質的において、証明書発行業 務との差がないと判断でき、一連の事務 を委託することは可能と考えられる。)	戸籍法では、第1条で、「戸籍に関する 事務は、市町村長がこれを管掌する。」 とあり、委託についての記載がない。

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090021	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	戸籍法第1条、第4条 外国人登録法	(戸籍事務) 戸籍事務は市区町村長が行っている。 (外国人登録事務) 外国人登録事務については、市区町村が法定受託として実施している。	C		(戸籍事務) 戸籍事務は、市区町村長がこれを管掌することとされ(戸籍法第1条、第4条)、市区町村長の指揮監督の下に吏員をしてその処理につき補助させることができる(地方自治法第172条、第154条、第283条)。 戸籍届書類の受理・不受理処分や、戸籍謄抄本等の交付・不交付処分は、戸籍法第118条の不服申立ての対象となる市区町村長の行う行政処分である。このような行政処分について、市区町村の吏員を関与させず全面的に民間業者に行わせることは相当ではなく、提案に応じることは困難である。 (外国人登録事務) 外国人登録法に基づいて市区町村長が行う行政処分を民間業者に行わせることは困難である。		HP上の本文「全国規模の規制改革及び市場化テストを含む民間開放要望」に対する各省庁からの回答への再検討要請について(平成17年8月5日)の(注)の通り。なお、現実の状況を踏まえた地方公共団体からの提案であり、その趣旨を踏まえて、再度検討されたい。			
zB090022	警察庁、法務省、財務省	罰金・科料の収納代行業務	刑事訴訟法 第472、490条 徴収事務規程 第14、15、16、17、19、20、23条	罰金・科料は、日本銀行(本店、支店、代理店等を含む)に直接納付するか、現金・証券・印紙を検察庁へ持参又は送付して納付する。	C		<罰金・科料のカード決済について> 罰金及び科料は、刑罰であることから、検察官の指揮監督により適正に執行すべきであり、カード決済を実施した場合、カード会社に債権譲渡され、実質的には民間企業が刑罰を執行することとなる。 罰金・科料は刑罰であり、現金等が納付できない者は労役場に留置する制度があるところ、カード決済による未納の場合は、保険等による補てんとなり、納付義務者の負担が一時的に免除され、刑罰の目的が達成できない上、刑罰の持つ犯罪抑止力の効果が減衰しかねない。 債権譲渡の観点から、支払いでトラブルとなった場合に、未納者の前科情報が流出する可能性があるため、個人情報の保秘に問題がある。		回答では対応不可とされているが、具体的な対応策を改めて検討されたい。			

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090021	総務省、法務省、厚生労働省	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	5110	5110B003	1	2	足立区	3	区民事務所窓口に関する委託範囲の拡大	<p>足立区においては、17の地区に住民基本台帳・印鑑登録・戸籍・外国人登録・税・国民健康保険・介護保険・国民年金・・・等に関する事務(台帳作成・各種証明発行・各種資格得喪届・・・等)を取り扱う機能を有する区民事務所(その他の別機能も有している)という機関がある。</p> <p>これらの事務処理を民間事業者が行なうことを可能とする各種関連法規(地方自治法、住民基本台帳、戸籍法、地方税法、国民健康保険法等)の規定を改定されたい。</p>	<p>現行法の関連で、公務員のみが事業主体であるがため、窓口時間を延長する場合は、常勤職員のローテーション勤務、非常勤職員の採用などにより対応せざるを得ず、夜間・休日等の開庁への弾力的な対応ができない状況である。これらの業務への民間委託を進めることにより、住民サービスの機会が拡大が期待できる。</p> <p>また、複数年契約による委託が可能となれば、職員が担当場合に生じる、4、5月という1年の中でも一番の繁忙期における人事異動による一時的な戦力ダウンを回避することが可能となる。</p>	<p>区内に点在する17箇所の区民事務所の窓口業務を包括的(17箇所をまとめて事業委託)に民間に委託することにより、民間活力を生かす幅が広がり創意工夫による窓口接客の向上、業務クオリティの向上が期待できる。</p>	<p>戸籍法 住民基本台帳法 国民健康保険法 国民年金法等における関連規定で委託の範囲を拡大する規定整備を図られたい。</p> <p>地方自治法 地方税法 介護保険法 国民年金法等</p>
zB090022	警察庁、法務省、財務省	罰金・料料の収納代行業務	5119	5119B003	1	2	民間企業	3	罰金・料料の収納代行業務	<p>当社会員1,310万名(2005年5月20日現在)のクレジットカードによる収納。</p>	<p>現在、罰金・料料は後日郵便振込にて収納の為、お客様からクレジット支払のご要望がございます。その場で収納可能なカードによる収納率の向上と利便性向上並びに職員の付加軽減を図ります。</p>	<p>クレジット収納が実現した場合、次の効果があると考えます。</p> <p>収納率が向上し、滞納者へ督促する事務コストが軽減されます。</p> <p>収納者の利便性が向上します。</p> <p>将来的に収納の入金チャネル(ATM・コンビニ・スーパー)を拡大する上で、カード支払いのニーズも更に高まるものと思われれます。</p> <p>適正なクレジット料率の設定が課題です。</p>	<p>道路交通法施工令52条(反則金の納付及び仮納付)2項の「法第128条第1項の規定による反則金の納付は、前項の納付書により、日本銀行(国の歳入金受入れを取り扱う代理店を含む。)に対して行わなければならない。」に対し規制緩和が必要である。</p>

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zB090023	法務省	弁護士費用のカード決済	弁護士法第72条, 第77条第3項	弁護士又は弁護士法人でない者は、報酬を得る目的で、法律事務を取り扱い、又はこれらの周旋をすることを業とすることが禁止されており、違反者には刑罰が科せられる。	弁護士費用のカード決済についてe 延滞した顧客に対する督促・集金業務について、一部c, 一部d	についてe 弁護士法は、弁護士費用のクレジットカード決済を禁止していない(現に弁護士費用のクレジットカード決済を行っている弁護士もいる。) について一部c一部d クレジットカード利用代金を債権者に代わって督促・集金する業務については、それが法律事件に関する法律事務に当たらないものであれば何人でも、法律事件に関する法律事務に当たるものであれば弁護士、弁護士法人及び債権回収会社が行うことができる。法律事件に関する法律事務に当たる督促・集金業務をこれらの者以外の者に認めることは、当事者その他の関係人の利益の保護や法律秩序の維持を目的とする弁護士法第72条の趣旨からして相当でない。						

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zB090023	法務省	弁護士費用のカード決済	5131	5131B001	1	1	民間企業	1	弁護士費用のカード決済		弁護士費用のカード決済(分割を含む) /また延滞した顧客に対する督促・集金 業務。	紛争解決手段の利便性の向上	弁護士法